

実質的改憲状況が進行 違憲としか言えない

コロナ禍にもかかわらず、4月23日、安保法制違憲訴訟の第12回口頭弁論には、多くの原告・サポーターの皆さんの参加により、傍聴席をいっぱいにすることができました。

この日は、松田正久さんと安達葉子さんの原告意見陳述と、中谷弁護士、青山弁護士から準備書面の陳述がありました。松田正久さんは、大学の教員・学長としてまた科学者としての安保法制の違憲性を陳述されました。また、安達さんは、学生時代のベトナム戦争の反戦活動や教員としての平和への想いを陳述されました。

中谷弁護士の準備書面は、安保法制の制定と自衛隊の海外派兵をドイツのアフガニスタン戦争への参戦などを例に日本の今後を陳述され、青山弁護士は、事態対処法・国民保護法の違憲性を陳述されました。

前回のニュースで、4月の裁判で原告本人尋問と証人申請の実現が焦点とお知らせしましたが、弁護団の中では安保法制が施行されて5年が経ち、自衛隊の訓練・装備など改憲状況が進んでいる実態を補充する必要があるのではないかという議論もされています。

いずれにしても、安保法制の違憲判決を勝ち取るために裁判の傍聴をお願い致します。



尚、今後、新型コロナウイルスの影響で裁判の予期せぬ変更があった場合、メールなどで連絡を差し上げます。ホームページなどもご参照ください。よろしくお願いいたします。

待機企画
あります

6月23日(水)
第13回 口頭弁論

10:00 集合 名古屋地裁西側
11:00 開廷 名古屋地裁1号法廷
12:00 報告集会 桜華会館 桜花の間

弁護団意見陳述の狙い



憲法の平和的生存権は

有事となることを防ぐ権利

中谷雄二弁護士(第21準備書面)

1 この準備書面は、安保法制制定後の今日、日本とそこに住む人間に戦争法制は何をもたらすかを考えようと思いました。1つは、ドイツの経験です。戦後、同じく敗戦国として出発した西ドイツは、東西冷戦が始まるやその最前線に立たされました。再軍備反対の国民世論も朝鮮戦争の勃発により激変し、基本法で再軍備が認められ、その後も軍事力の行使に関して変更がある度に基本法(憲法)改正がされてきました。ところが、東西冷戦の終結により、これまでNATO域外への派兵は基本法違反とされてきたものを、憲法裁判所の合憲判決を契機に、旧ユーゴへの派兵を皮切りに世界各地に派兵されることになります。アフガニスタン戦争にも派遣され、戦後初めて戦死者を出しました。遅れて参加した西ドイツは米国に便利使いされ、現在では世界各地に1万人を超えるドイツ兵が派遣されています。イラクへの派兵を断ったドイツでさえ、このような扱いをされているのです。これが集団的自衛権行使に踏み切った日本の将来の姿ではないでしょうか。

2 アフガニスタン戦争のような事態が起きた時には、安保法制成立後の今日では存立危機事態と認定され、日本の自衛隊も集団的自衛権の行使としてアフガニスタンに送られます。アフガニスタンやイラクで軍隊は、ただ薪を拾い、遊んでいた子どもを銃撃し、空爆による被害を与えました。その実態をジャーナリストの西谷文和氏が取材した映像に基づき作成していただいたDVDを証拠に提出し、戦争の

実態を裁判官に理解してもらおうとしました。他国への軍事力による侵攻は、自国の多数の兵士の戦死と他国民衆の殺害に直接の責任を負い、長く続く深い恨みを残すこととなります。

3 安保法制後、防衛大綱は、高価の自衛隊の艦船の不足を民間船の活用により補うこととしました。しかし、民間船の活用は過去も現在も行われています。湾岸戦争では、日本政府の依頼により、「戦場には入らない。米軍の直接指示は受けない」という条件で民間船が米軍の物資を運搬しました。実際には、条件に反して戦場に入ることを米軍から直接指示され、行った先はミサイルの飛び交う戦場でした。船長の報告書は、無期限の極秘にされ、明らかになった後も、関係した官僚は、「忙しいのに、国会に報告などできない。野党にきかれても良いことなどなにもない。」と言い放ち、憲法審査会の当時委員長の自民党代議士は憲法違反の事実を認めながら、「国民は良い経験をした。」と発言しています。民間船の船長は9条に違反する戦争加担行為をしたと今も涙ながらに後悔しています。国民が憲法9条を内面に規範化し、それに反することに非常な苦しみを感じているのに比較して官僚や政治家の受け止めの軽さはどうでしょうか。

4 日米首脳会談で、台湾問題に日本が米軍に協力することを約束しました。台湾海峡有事では、日本の自衛艦が米艦の弾よけになり、重要影響事態、存

立危機事態、武力攻撃事態と事態が進行し、日本が戦争に巻き込まれることとなります。有事となった時にはすでに裁判で争うことなどできる余裕はなくなりま

す。憲法が平和的生存権を認めたのは、そのような極限事態になってからではなく、極限状態になることを防ぐ権利こそ認めたのではないのでしょうか。



平時における訓練への参加要請は 権利・自由の侵害

青山邦夫弁護士(第22準備書面)

1 本書面は、事態対処法、国民保護法を検討することによって、新安保法制下における、国民の権利・自由がどのような状況に置かれているかを述べたものです。

2 新安保法制法が容認した集団的自衛権は、我が国が他国の戦争に加担することを可能にするものです。このような戦争を遂行するためには、我が国は、他国との同盟関係を強化し、他国の軍隊との連携を強め、我が国の軍備を拡充して行くこととなります。現にそのような動きがあります。このような動きは、我が国を他国の戦争に巻き込み、国民が加害者となる可能性、被害者となる可能性を増大させることを意味します。

3 しかし、戦争は、軍備を強化するだけで遂行することが可能となるわけではありません。戦争遂行のために、国民を動員することが必要です。そのための法律が事態対処法であり、国民保護法です。武力攻撃に備えるのは、当然のことであるという声に反論しにくい面があるでしょう。しかし、事態に対処するという名目で、国民の権利、自由が侵害されることとなります。

4 「国民の保護のための措置」には、避難の指示、避難誘導の規定がありますが、これは住民の行動を制限するものです。また、財産権に対する侵害も生じ

ます。自衛隊が防衛出動した場合、自衛隊の活動を容易にするため、病院等の施設は管理され、土地等は使用され、物資を扱う業者は物資の保管を命じられます。必要があれば、物資は収用されることとなります。罰則もあります。国民保護法でも、救援に必要な物資は収用することができ、隠匿、損壊、破棄、搬出した者に対する罰則があります。

憲法9条は戦争の放棄と戦力の不保持を規定しています。このような憲法の下で、自衛隊の存在と活動を前提とし、「有事」(=戦時)における行動を容易ならしめるために基本的人権を「公共の福祉」の名のもとに制限することは許されません。

5 しかも、国民保護法には、有事に備えた「訓練」について規定し、平時から戦争のための「訓練」を行うことを求めています。この訓練は毎年全国で関係機関、さらには住民を多く動員して実施されています。もちろん愛知県でも実施されています。

法律の上では、住民に「訓練」への参加を要請することができるという規定ですが、戦争に加担することなく、平和裡に生きたいと願い、「訓練」に参加したくないと考えている人々にとって、その生き方を貫くことは大変困難なことであろうと思われます。ここにも、国民の権利・自由の侵害があります。

「訓練」という、身近なところで、しかも平時において、権利・自由の侵害が行われるとすれば、平和的生存権の損害論の観点からも無視することはできません。「訓練」については今後も注視し、実態を解明していく必要があると感じています。

原告意見陳述に臨む

「安保法制違憲」意見陳述を終えて

原告 松田正久さん



さる4月23日、名古屋地裁での「安保法制違憲訴訟」の裁判で、原告の一人として私の思いを述べました。私は、戦後の生まれです。戦争中の悲惨さは知りません。しかし、戦争がもたらした、もののない時

代のこと、集落のあちこちの家に「遺族の家」という木札があったことなど、いつまでも頭の片隅に置きながらこれまで生きてきました。戦争のせいで若くして亡くなった父とその後の母の苦労は決して忘れることはできません。あれだけの人が亡くなった悲惨な戦争に道を開くかもしれない軍備の増強になぜ日本は向かおうとするのか？なぜ他国の戦争に巻き込まれる恐れのある集団的自衛権まで踏み込むのか？これらはすべて常識では考えられない不条理なことです。

そもそも国際紛争を解決するための手段としての軍事力の行使は、我が国の憲法では明確に禁じられています。ところが、安保関連法は、積極的に他国との紛争(戦争)に加わり、軍事力による解決を可能とするものです。そして、このことは、「命の尊さ」を否定することになります。教育は、人間としての尊厳を育むためであると教えられました。このことに照らしても、武力によって「いのち」が奪われることは絶対にあってはなりません。ミャンマーで起きている軍による一般市民に対する弾圧のむごさ、イスラエルによるガザの空爆も同じです。常に犠牲者は一般の無辜な市民です。このような惨劇を起こすようなことを我が国は二度としてはなりません。裁判官にも家族がいて、子供がいるでしょうから、わが子が戦地に赴く姿を想像してほしい。そうすれば、安保法制は認めてはいけなくとも間違いなくなるはず。私の思いが、少しでも裁判官に届いてくれたらと切に願い陳述書をつくりました。

眼に焼きついた戦争の残酷さと理不尽さ

原告 安達葉子さん



昨年2月12日、国会で「意味のない質問だ」とヤジを吐く安倍首相の姿に恐怖を感じ、5年前安保法制が成立したあの日からの許せない怒りが沸き起こり、その場で一気に陳述書を書き上げました。

数年前から近現代史の研究会に参加し戦後史を勉強しています。そこで気付くことは国民に真実を隠し、日に日に戦争に近づいてゆく戦前の空気です。従軍慰安婦、徴用工、そして沖縄基地などの問題を解決することなく、憲法違反の安保法制をそのままにしたら歴史の過ちを繰り返してしまいます。

私は戦後生まれですが、敗戦後、米兵にしがみつく女性たちの姿が目には焼きついています。それ

は生きるための苦渋の選択でした。そうした生活に苦しむ人に対し、無責任な国は手を差し伸べることはありませんでした。戦死母子家族の就職差別やエリザベス・サンダース・ホームの存在など、戦争の残酷さと理不尽さも知りました。

大学の時はベトナム戦争。「ベトナムに平和を」と反戦に向き合った大学の先生方は脱走兵を助け守り抜きました。十数年後、日本に招かれたあの時の脱走兵に再会した時、彼は医者になっていたのです。当時の大学紛争やベ平連のことは海老坂武氏の自伝2部(岩波)を読み、全体像を知ることができました。出会った東大の教授は自らを先生と呼ばれることを嫌い名前で呼び合う対等な人間関係。反戦平和の生き方を貫いた先人の思いを私も次世代にバトンタッチし責任を果たしたいと思います。

報告集会

待機企画に引き続き、能楽堂において報告集会が行われました。法廷での陳述順に語っていただきました。

中谷雄二弁護士

これまで日米ガイドラインにより憲法9条が骨抜きになってしまったことを立証してきた。今日は、その結果として、日本がこれからどうなるかを訴えた。しかしそれは遠い将来の話ではない。

ドイツでは湾岸戦争を機に海外派兵が行われ、新参者のドイツは便利使いされ、アフガニスタンでは54人もの戦死者を出した。ドイツの姿は明日の日本の姿である。

青山邦夫弁護士

戦争となれば、法的に行動と財産が制限され、戦争準備に加担させられる。愛知においても現実にもそのような訓練が多く行われている。戦争に加担するこ

となく平和裡に暮らしたいと思うものにとっては耐えられないことである。

松田正久さん

私は団塊の世代の最初の世代で、親父は戦争の話をしなかったが、当時「遺族の家」というものがあった。それは戦争で家族を亡くしたものの家である。また傷痍軍人が大勢いた。そういう時代であった。

物理学を学んできたが、理屈に合わないことは駄目としかいいようがない。生存権・人権が侵害され、学生運動はやって当たり前という時代であった。理屈の合わないことは許してはならない。その一点である。

安達葉子さん

学生時代の経験から、目立ちたくはなかったのですが、傍観者であってはならないと思い陳述しました。歴史を学び直し、今は戦前と同じ空気であると思います。気が付いた者の責任において主体的に参加できました。松本弁護士にはお力添え頂きありがとうございました。



クローズアップ弁護団

どんな思いで参加していますか？

憲法の平和主義を貫きたい



平井宏和弁護士

プロフィール

生まれも育ちも名古屋です。大学、司法修習、弁護士登録も名古屋ですから名古屋から出たことがないです。2006年に愛知市民法律事務所を開設しました。最近の趣味は山歩きやスキーです。ゴルフもします。

1994年に弁護士になって、様々な弁護団事件を担当してきました。松本篤周先生の下でかかわった名古屋南部大気汚染では道路(国)の責任を迫りました。名古屋市民オンブズマンの事件(特に談合事件)や芦浜原発に関し中電の取締役を訴えた株主代表訴訟等も懐かしい思い出です。貸金業法の改正に際してマスコミ、官僚、国会などに働きかけ、上限金利の引き下げが実現したときは充実感でいっぱいでした。最近の弁護団事件としては消費者被害の救済事件が多いです。

安保健法違憲訴訟にかかわったのは、

「おかしいだろ、これ。」の一言に尽きます。これは、安全保障関連法案の強行採決に対する当日(2015年9月19日)の新潟県弁護士会の会長(平哲也弁護士)のコメントでもあります。こんなめっちゃくちゃなことが許されるわけがない、という思いから遅ればせながら弁護団に加わりました。小選挙区制になって自公が大勝するようになり、やりたい放題が続いていますが、その象徴と言えるのが安保健法の強行採決でしょう。何とかしてこの流れを変えて憲法の定める平和主義を貫徹させたいと思っています。後世に対する今を生きる者の責任ではないでしょうか。ともに頑張りましょう。

安保法制違憲訴訟あいち 第3回総会報告



4月12日、安保法制違憲訴訟の会あいちの第3回総会をイーブルなごやで行いました。第8回裁判前学習会に先立って行った総会は、まず植村和子訴訟の会共同代

表の挨拶に始まり、松本篤周弁護士事務局長の、裁判の進捗状況と今後の展開などを交えたあいさつを受けました。

続いて事務局の方から2020年の活動報告、会計報告

と監査報告、2021年活動方針の提案を行い提案通り承認されました。(総会で提案された方針は同封の資料をご覧ください)

2018年8月に提訴以来、12回の口頭弁論を行ってきました。全国で、1審や控訴審の判決が出ていますが、愛知の裁判も原告本人尋問と3名の証人申請を提出しています。弁護団では1審での主張を補充する必要があるのではないかという議論が出ています。安保法制が成立し施行されて5年が経った今、明文改憲こそ実現していませんが、実質的な改憲状況は進んでいます。コロナ禍ではありますが、裁判傍聴、学習会の開催など基本的な活動を確実に実施していくことが必要だと思います。

(M.Yamamoto)

第7・8回裁判前学習会



日米ガイドラインの変遷と安保法制 日本は主権国家か？ このままでは私たちは捨て駒である

昨年11月25日と今年4月12日、中谷雄二弁護士を講師に裁判前学習会が行われました。

「憲法解釈・自衛隊の役割・法制の変遷 ガイドラインを手掛かりに」と題する準備書面20の学習会では、戦後の日本が安保条約によりアメリカの言いなりに軍備増強を続けてきたという歴史的事実が明らかとなりました。特に、日米ガイドラインの変遷とともに事実を比較することにより、国会で決まる前に、また安倍前首相が米議会で演説をする前に、安保法制の内容がアメリカとの間で決まっていたという衝撃的事実が解明されました。

「日米ガイドラインプロセスによる戦争は何をもたらしたか」と題する準備書面21の学習会では、『メーテドキュメント 行ってみれば戦場 ～葬られたミサイル攻撃』が紹介されました。湾岸戦争において、政府の依頼により米軍の物資を輸送した民間企業の船長は「本船入港当時は戦場であった」と報告したにもかかわらず、事実は闇に葬られてしまいます。これに対し、当時の戸田海上技術安全局長は「国会に公開していいことなんか何もない。うるさいだけ。こんな中身までさ、国会で質問なんかされて答えられる話じゃない」と述べ、当時の中山外務

大臣は「いろいろな経験を国民がして脱皮していく」などと述べているのです。さらに、ドイツがコソボ紛争やアフガニスタン戦争などで多くの犠牲を払っているという事実が紹介されました。まさに、それは安保法制が招く将来の日本の姿に相違ありません。

折しもコロナ禍にあって、8割の反対を押し切り自公政権は五輪を強行する構えです。このままでは私たちは五輪のための捨て駒です。政権が私たちを主権者とみなしていないことは明らかです。それは政権に主権国家としての自覚がないから、そんな思いにかられました。

コロナ禍が危機を招いたわけではありません。コロナ禍はすでにあつた危機を加速しているのです。私たちは「歴史の危機」の時代に生きています。

中谷弁護士のお話は下記のYouTubeでご覧になれます。

https://www.youtube.com/watch?v=9R_fr_zWJ2A

<https://www.youtube.com/watch?v=Tsz1G7QtPUs>

(A.Niwa)



安保法制違憲訴訟の全国状況

東京弁護士団 棚橋桂介弁護士

安保法制違憲訴訟は、2016年4月26日の東京といわきでの提訴を皮切りに全国の22の地裁に25の裁判りが提起されました。最初の提訴から5年余りが経過した現時点での全国状況を概観してみましょう。

高裁判決まで出ているのが沖縄、大阪、札幌の3つで、地裁判決のみ出ているのが東京(国賠)、東京(差止)、群馬、釧路、埼玉、山梨、宮崎の7つです。²⁾

残りの15の裁判は地裁で審理中ですが、福岡(差止)、長野、長崎、山口は6月から7月にかけて判決が言い渡されます。また、尋問が行われるなど判決が近い状況になっている地域も複数あります。

これまでに出示された判決はどのようなものだったのでしょうか。残念ながら、私たちの主張に正面から応えたものは一つもありません。原告の請求は、大別すれば、新安保法制法の立法行為を加害行為とする国家賠償請求と、新安保法制法に基づく集団的自衛権行使のための自衛隊の出動命令等の差止請求の2つですが³⁾、判決はいずれも、国家賠償請求については、法的に保護されるべき権利・利益の侵害はないという理由だけを述べて請求を棄却し、差止請求については、処分性や原告適格という行政訴訟上の形式的な点のみを問題にして訴えを却下し、憲法判断には一切踏み込んでいません。

では、この訴訟を全国で提起したのは間違いだったのでしょうか。そんなことは全くありません。違憲立法審査権を付与された裁判所が果たすべき役割を自覚して書かれた判決はまだ一つも出ていませんが、これから続々と地裁・高裁の判決が出されるわけですから、希

望はあります。裁判所が憲法判断から逃げているのは、そこに立ち入れば違憲と言うほかないからですが、憲法判断を回避するための裁判所の詭弁にも大きな綻びが見えてきています。各地の裁判では、それまでに出された他地域の判決を引用してそれを批判する主張をしていますが、裁判所がそうした主張を退ける論法が目に見えて無理のあるものになってきているのです。各地の原告と弁護士による裁判所包囲網がじわじわと狭まってきており、裁判所の逃げ場がなくなってきたと考えてよいでしょう。

私の個人的な考えですが、私は、この訴訟の究極的な目的は、最高裁での違憲判断の獲得による立憲主義の回復であると考えています。今は、地裁・高裁の良心的な裁判官による憲法判断を勝ち取ることが当面の目標です。いずれかの地裁または高裁で憲法判断がなされれば、最高裁は憲法判断を回避しにくくなりますから、そうなることを目指して全国各地で戦っているわけです。しかし、仮に地裁・高裁での憲法判断の獲得に至らなかったとしても、私たちの主張に正面から応えず憲法判断を必死に回避しようとする裁判所の詭弁ぶりは、そのような判決が積み重なることでますます明らかになるのですから、それを最高裁に突きつけて、何としても最高裁の違憲判断を勝ち取らなければなりません。

この訴訟はこれからまさに正念場です。目的達成のためには、全国が連携し一丸となって各地の裁判所を、そして最高裁を追い込んでいく必要があります。力を合わせて頑張りましょう！

1) 東京は3件、福岡は2件、他は1件ずつ。

2) 厳密に言うと、高知は一度地裁判決が出され控訴審に進んだのですが、地裁の事務上の不備により地裁に差し戻されたため、ここに含めていません。

3) 後者については、行政訴訟として提起する場合、高裁所在地を管轄する地裁にしか提起できないため、一部の地域でのみ提起されています。



先日、田で仕事をしていたら、近所の爺さんが話しかけてこられました。各務原は基地の町であり、空襲の悲劇と恐ろしさを切々語られ、もう絶対に戦争をしてはいけないと訴えられました。ところが、そのためには憲法を改正して、軍備をしっかりとさせるべきだと言われるのです。私は思わず「オイオイ違うだろ!」と心の中で叫びました。

三つ子の魂百までといいますが、19世紀の帝国主義の発想から抜け出せないのはこの爺さんだけでしょうか。全国21件の安保法制違憲訴訟に対する司法の無責任な対応もこの爺さんと変わりありません。軍拡の前に、なぜ平和憲法のもとで外交交渉、軍縮会議、平和条約、国際連合、さらには世界政府の樹立というふうには考えられないのだろうか。

原告 寺田誠知さん

西ドイツの例ははじめての内容で大変参考になりました。戦争というのは敵味方となった国家がそれぞれに国民を動員する仕掛けを作り、自動機械のように、殺戮や破壊を行うものだと思います。日本の日中戦争や太平洋戦争でも戦争の仕掛けが作られ、それが行き着いた先が本土決戦体制や原爆投下だったと思います。

米中戦争に日本が巻き込まれようとしています。今まさに、この戦争の仕掛けが完成しつつあるときに、この裁判は重要であると感じました。

中村恒義さん

編集室からひとこと

「国民のorgueil [高慢]を増長せしめた人々を呪ふ。すべての不幸はこれに発する」これは仏文学者渡辺一夫氏の『敗戦日記』の一節です。2011年7月16日、代々木公園で開催された“さよなら原発10万人集会”において、大江健三郎さんは「私は侮辱の中に生きている」と訴えました。敗戦、原発、コロナ禍、そこに共通しているものは「政治の高慢と国民の屈辱」です。

菅首相は、五輪開催はIOCが決めると語り、NYタイムズは五輪中止を勧告しました。まさに日本の「永続敗戦」が証明されたという思いです。



重要 未提出の方へ

原告陳述書提出のお願い

安保法制成立により、原告本人が受けた権利侵害と被害を原稿にまとめ右記メールアドレスへお送りください。弁護士からアドバイスを受けながら、陳述書に仕上げます。

第12次締め切り日:2021年7月2日(金)

会費とカンパのお願い

2021年会費の入金をお願いします。みなさま、これから証人尋問などで費用が掛かります。一層のご支援をよろしくお願いいたします。

ゆうちょ銀行

振込先 加入者名: 安保訴訟あいち

郵便振替口座: 00850-2-217427

☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、

サポーターは継続して募集しております。

会計報告

2021年1月～5月

20年度繰越金	163,336円
入金の一部	483,780円
原告年会費	321,780円 (100名分)
サポーター年会費	120,000円 (55名分)
参加費	0円
カンパ	42,000円
出金の一部	104,230円
事務印刷費	13,753円
(案内・チラシなどセンターでの印刷・コピー、事務用品など)	
事業費 1	17,000円
(公判前集会の会場費・備品代、講師謝礼など)	
事業費 2	21,630円
(会報・要請はがき等、事業者印刷費など)	
郵便通信費	50,047円
(郵便・切手代、ヤマトメール便費用など)	
弁護団経費	0円
(コピー代、会議費用実費のみで、弁護士費用としては支払っていません)	
雑費	1,800円
残高	542,886円



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

080-4521-5252

<https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

w.soshou.aichi@gmail.com

<https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>